

よくある質問（地域連携推進会議）

※随時更新

No	札幌市における 地域連携推進会議の進め方	質 問	回 答	質問追加日
1	1：地域連携推進会議とは	なぜ、地域連携会議を設けることになったのですか。	運営が閉鎖的になるおそれのあるサービスに地域の関係者を含む外部の目を入れることが運営の透明性、一定の質の確保につながる、障がいのある人がその人らしく地域で安心して暮らしていける仕組みが必要であるなどの背景から、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、令和7年度から障害者支援施設及び共同生活援助事業所が地域連携推進会議及び施設訪問を行うことが義務付けられました。	
2	1：地域連携推進会議とは	いつまでに会議と施設訪問を実施しなければいけませんか。	令和7年度については、令和8年3月までに実施してください。以後、毎年度各1回以上実施してください。	
3	1：地域連携推進会議とは	年度の途中で事業所を開設した場合、いつまでに会議と施設訪問を実施しなければいけませんか。	年度途中の事業所開設のため年度内に初回の会議と施設訪問を実施することが難しい場合は、開設から1年以内に初回の会議と施設訪問を実施してください。以後、毎年度各1回以上実施してください。	
4	1：地域連携推進会議とは	会議の開催と施設訪問について、実施する順番は決まっていますか。	決まっていません。構成員の都合等に合わせて実施してください。	
5	1：地域連携推進会議とは	会議の開催及び施設訪問を実施しなかった場合、何か罰則はありますか。	札幌市が実施する運営指導の指導対象となります。	
6	1：地域連携推進会議とは	障がいがあることを知られたくないとして、利用者やその家族全員が会議の開催や施設訪問を実施しないことを求めているのですが、実施しなくてもよいのでしょうか。	地域連携推進会議は、会議の開催と施設訪問のいずれも、利用者のために施設運営の透明性を確保し一定の質を確保することなどを目的として実施するものであることから、会議の開催と施設訪問は必ず実施してください。 利用者やその家族に対して、地域連携推進会議の目的や意義等を丁寧に説明し、理解を得てください。その際、希望しない利用者を無理に会議や施設訪問に参加させないように十分に留意してください。また、施設訪問の際、必要に応じて利用者の負担にならないように見学範囲を限定するなどの対応を取ってください。	
7	2：会議の構成員と人数	会議の構成員には報酬は発生しますか。	報酬についての定めはありません。	
8	2：会議の構成員と人数	1人の構成員が複数の役割を兼任することは可能ですか。 例えば、地域内で活動しているNPO法人が福祉事業を運営している場合、当該法人の人が「地域の関係者」と「福祉に知見のある人」を兼任することは可能ですか。	複数人による多様な視点を入れる観点から、兼任は認めません。 役割ごとに、別の構成員を選定してください。 質問の例では、「地域の関係者」か「福祉に知見のある人」のどちらか一方の立場での構成員となります。	
9	2：会議の構成員と人数	構成員として「利用者」の参加が求められていますが、利用者全員が会議への参加を希望しない場合、あるいは障がい特性により他者とのかわりが難しい場合、利用者を構成員としないことはできますか。	利用者の考えを会議に反映させるため、必ず構成員としてください。 利用者に対して、地域連携推進会議の目的や意義等を丁寧に説明し、理解を得てください。構成員となった利用者本人が出席するのが難しい場合は、成年後見人や家族に代理してもらう等の工夫をしてください。 利用者本人が出席しない場合は、会議後に事業者から利用者本人に会議内容を説明してください。	
10	2：会議の構成員と人数	1つの事業所で複数の共同生活住居を設置している場合、札幌市では共同生活住居ごとに「利用者」と「利用者家族」を1名以上選ぶこととしているのはなぜですか。	共同生活住居ごとに利用者の意見が反映されることが望ましいため、「利用者」と「利用者家族」については、他の共同生活住居利用者やその家族による兼任を認めていません。 また、札幌市の場合、市域が広いことと、複数の共同生活住居を設置する事業所が多く、1人の利用者や利用者家族が全ての共同生活住居を担当することが難しいケースがあることも理由です。	
11	2：会議の構成員と人数	サテライト型住居を設置している場合は、サテライト型住居の利用者が共同生活住居の「利用者」として、構成員になれますか。	施設訪問時に施設の状況や利用者の生活の様子を確認するため、可能な限り、訪問先となる共同生活住居の利用者から構成員を選定してください。	
12	2：会議の構成員と人数	「利用者」以外の構成員は、札幌市内に居住する人から選定する必要がありますか。	札幌市内に居住する人、事業所、法人に限定しません。	
13	2：会議の構成員と人数	全利用者の家族から構成員としての参加を断られた場合、どうしたらいいですか。	家族が近隣にいない、関係が良好でないなど、利用者家族の参加が難しい場合は、利用者家族と関わりのある支援者、家族会の会員など、利用者家族の代弁者となり得る立場の人を選定してください。	
14	2：会議の構成員と人数	近隣にある他法人運営の障害福祉サービス事業所の職員を「地域の関係者」として選定していいですか。	地域連携推進会議の制度の趣旨から、「地域の関係者」は、できる限り近隣住民や地域の障がい当事者等から選定することが望ましいですが、構成員の確保が難しい場合は、会議を開催することを優先し、他の障害福祉サービス事業所職員を選定することも差支えありません。この場合、依頼時に地域の関係者の立場であることを説明してください。	

よくある質問（地域連携推進会議）

※随時更新

No	札幌市における 地域連携推進会議の進め方	質 問	回 答	質問追加日
15	2：会議の構成員と人数	「地域の関係者」として町内会や民生委員に就任依頼をしたいのですが可能ですか。また、札幌市で仲介してくれますか。	原則として、町内会や民生委員に会議の構成員となるよう依頼を行わないでください。また、札幌市は仲介を行いません。日頃から協力関係にある等の個別の事情により、町内会や民生委員が自主的な判断で構成員になることはありますが、施設等からは、日頃の関わりがない町内会や民生委員へ依頼は行わないでください。	
16	2：会議の構成員と人数	町内会役員や民生委員から「地域の関係者」として参加したいとの連絡があった場合、事業所としては参加を受け入れなければならないですか。	制度の趣旨から、可能な限り、参加を受け入れてください。ただし、既に当年度の会議構成員が固まっており、日程調整の関係で構成員の追加が難しいなどの場合は、その旨を伝え、翌年度から構成員となることを協議してください。	
17	2：会議の構成員と人数	「市町村担当者」として札幌市職員に参加してほしいのですが、可能ですか。	札幌市職員は、札幌市が任意で抽出した施設等の会議に出席します。事業所からの依頼により参加することはありません。抽出された施設等には札幌市から個別に連絡します。	
18	7：施設訪問の実施	サテライト型住居を設置している場合は、サテライト型住居への施設訪問も必要ですか。	サテライト型住居は利用期間に制限があり、長期間利用する共同生活住居への施設訪問の重要性がより高いと考えられることから、サテライト型住居ではなく共同生活住居を施設訪問時の訪問先としてください。 なお、共同生活住居に併せてサテライト型住居も訪問することは、問題ありません。	